

ロシアのウクライナ侵略に対する支部声明

本年2月24日未明、ウクライナ国境に集結していたロシア軍がウクライナ侵攻を開始し、ロシア軍の先制攻撃とこれに対するウクライナ軍の反撃と並行して、現在、両国の間で停戦協議が行われている。

国際連合憲章は、国際の平和と安全維持、平和に対する脅威の防止・除去、侵略行為の鎮圧などを目的とし（1条）、加盟国の主権平等、国際紛争の平和的手段による解決などを行動原則とし（2条）、自国及び同盟国に対して他国からの武力攻撃が発生した場合を除き、武力による威嚇・武力の行使を禁止している（51条）。

ロシアは、国際の平和及び安全の維持に関する主要な任務を負託された国連安全保障常任理事国であり（23条、24条）、率先して国際平和及び国際秩序の維持にあたるべき立場にありながら、国連憲章に違反してウクライナに侵攻し、わが国政府は本年2月26日にはロシアの行為を侵略行為と認めるに至っている。ロシアの今回の侵略行為を放置すれば、戦後77年間維持されてきた国際平和・国際秩序は特定国家の恣意的な武力行使により破壊されることになり、到底、許されない。

日本国憲法は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼し、全世界の国民が平和のうちに生存する権利を有していることを確認して、世界に先駆けて国際紛争解決手段としての戦争と武力による威嚇・行使を放棄した（前文、9条）。戦争は最大の人権侵害行為であり、平和と民主主義の実現を使命とする法律家団体である私達青年法律家協会岡山支部は、ロシアの侵略に断固抗議すると共に、ロシアに対し即時停戦、軍のウクライナからの全面撤退、ウクライナの主権尊重を断固要求する。

2022年3月2日

青年法律家協会岡山支部 支部長 弁護士 山本勝敏